

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東四丁目4番地4
名 称 東武商事株式会社
代表者名 代表取締役 小林 増 雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項並びに松伏町廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第17条の規定により、次のとおり許可する。

令和8年 3月 6日

松伏町長 高野 祐大



令和 8年 4月 1日から

許可の有効期間

令和10年 3月31日まで

- 1 事業の範囲
一般廃棄物収集運搬業
- 2 取扱廃棄物の種類
①事業系一般廃棄物（可燃物）
②特定家庭用機器再商品化法で定める対象機器
- 3 許可の条件
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令、松伏町廃棄物の処理及び再生利用に関する条例を遵守し、かつ町の指示に従うこと。
(2) 収集には、「事業系一般廃棄物収集車」及び「松伏町許可」の文字を明示した専用車両を使用すること。
(3) 一般廃棄物収集運搬業許可申請書に記載されている事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。
(4) 東埼玉資源環境組合の搬入基準を遵守するとともに、搬入時の安全管理を徹底すること。
(5) 家庭系廃棄物、資源物（古紙類）、区域外廃棄物、産業廃棄物を運搬しないこと。
(6) 許可を受けた者は、自ら業務を実施すること。
(7) 収集運搬における安全管理を行い、事故防止に万全を期すこと。
- 4 許可の区域
松伏町全域

【東武商事株式会社 公表用】 次の利用目的に限るものとし、当社の許諾を得ない目的外利用は無効。

「①許可内容を確認する為の閲覧」又は「②当社と締結した処理委託契約に添付する許可証の写しの更新の為の複写・保存」